

# 北友会 会則

## 第1条(概要)

本会は北九州地区建築科組合北友会と称し、事務所を(北九州市内)に置く。

## 第2条(目的)

本会は会員相互の親睦を図り会員相互の連繋を保ち、工事遂行上の隘路打開、技能労務者の育成及び技術の向上に務むると共に建築科工事単価等を調査研究し、経済界の動向に即した適正工事単価を確保、もって会員の経済的社会的地位の向上を図る事を目的とする。

## 第3条(組織)

本会は第5条に定める会員をもって組織する。

## 第4条(事業)

この会は第2条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- 1) 会員相互の親睦を図るための行事
- 2) 各会員受注工事の円滑なる推進を期するため、技能労務者の融通、技術の向上並に確保、工賃に関する調査研究
- 3) 工事費に関する調査研究
- 4) 工事遂行上の全体的連繋と相互協力
- 5) その他本会の目的達成に必要な事業

## 第5条(会員)

本会の会員は福岡県内に事業所を有する建築科及び建築科業者で建設業許可者をもって会員とする。会員事故ある場合は、予め代理人を選任しておき会員代理人として会員名簿に記載しておくものとする。

## 第6条(役員)

この会に下記の役員をおく。

会 長	1名
副会長	3名
会計理事	2名
常任理事	若干名
理事	若干名
支部長	各区1名

監事	2名
相談役	若干名この会の役員は会員中より選出するものとする。

## 第7条

この会に名誉顧問及相談役をおく事が出来る。

## 第8条(役員の仕事)

会長は、本会を代表して会務を統轄する。

副会長は会長を補佐し会務を処理し、会長事故あるときはその職務を代行する。

常任理事、理事は主要なる会務を審議し必要に応じて、本会の会務を分掌する。

監事は会計を監査する。

## 第9条(役員の仕事)

役員の仕事は2カ年とし、再任を妨げない。役員に欠員を生じたときには、必要に応じ選出を行う。その任期は前任者の残存期間とする。

## 第10条(総会)

- 1) 総会は毎年1回5月に開催し、会長がこれを召集しその議長となる。
- 2) 会員の1/3以上の要請があれば臨時総会を開催しなければならない。
- 3) 前項の総会は会員の半数以上が出席しなければ、議事を開き議決をすることができない。
- 4) 前項の場合において、書面をもって議決権の行使を他の会員に委任した会員は出席者とみなす。

## 第11条(役員会)

- 1) 常任理事会は年4回開催する。
- 2) 会長は必要に応じて常任理事会を開く事が出来る。

## 第12条(入会及脱会)

- 1) 本会に入会せんとするものは、支部長に手続きを取り所定の入会金を納め常任理事会の承認を受けねばならない。
  - a) 入会金は1万円とする。
- 2) 本会は次の場合会員を除名することが出来る。
  - a) 会員が甚だしく会の目的を阻害し、会の名誉を傷つけた時。
  - b) 会員が会費を1カ年以上納付しないとき。

### **第13条**

本会の経費は会費、寄附金及びその他の収入でまかなう。

会費年額30,000円とする。

(上期分15,000円は4月、下期分15,000円は10月に納入の事)

### **第14条(計年度)**

本会の会計年度は毎年4月1日より、翌年3月末日に至る期間とする。

### **第15条(会則の改廃)**

- 1) 本会の会則の改廃は常任理事会において決定し総会にて報告する。
- 2) 予算決算の審議及び役員選挙は、総会において出席会員の過半数の同意をもって行うものとする。

### **(附則)**

その他の事項に関しては、その都度役員会に於いて協議の上決する。

本会則は、昭和45年3月1日から実施する。

一部改正 昭和60年6月23日

一部改正 平成4年5月21日

一部改正 平成12年5月17日